

久留米市斎場残骨灰処理等業務入札参加資格審査書類一覧

提出書類		左記に対応する資格要件	
1. 基本的資格に係るもの		該当項番	「公告ー2 入札に参加する者に必要な資格」の(8)以外
(1)	会社概要書(本社・支店の所在地、事業概要、賃借対照表・損益計算書の写し(直近2年分)等)	(5)	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
別紙2「久留米市斎場残骨灰処理等業務入札参加資格」に係るもの		該当項番	別紙2「久留米市斎場残骨灰処理等業務入札参加資格」
1. 残骨灰処理実績に係るもの			
(1)	過去5年間の受託実績一覧、受託実績を確認できるもの(契約書の写し等)	1- (1)	過去5年間の内に、残骨灰処理実績があること。
2. 処理フローについて			
(1)	処理フロー	2- (1)	残骨灰は残骨と夾雑物等に分別を行い、それぞれ適正な処理を行うこと。
(2)	関係法令を遵守する旨の書面(代表者印の押印必要)	2- (2)	分別処理については、関係法令を遵守すること。
3. 残骨灰保管に係るもの			
(1)	残骨の保管場所の図面(保管場所の位置がわかる図面)	3- (1)	保管場所から残骨灰が飛散し、流出し、若しくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう次に掲げる措置を講じること。 ア) 残骨灰は、床が不浸透材料である建築物内の専用区域に保管すること。 イ) 残骨灰は大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置を講じ、整理整頓に努めること。
(2)	残骨の飛散防止措置を明示できるもの		
(3)	残骨の保管場所、保管状況の写真(床が不浸透素材であることを明記してください)		
(4)	保管方法を明示できるもの		
(5)	残骨の保管容量を明示できるもの	3- (2)	保管場所に応じた適正量とし、過剰な量を保管しないこと。

4. 分別処理に係るもの			
(1)	処理フロー 手選別、ふるい、粉碎などの分別工程の流れが分かる資料を提出してください。	4- (1)	破砕機、摩砕機、ふるい、ベルトコンベア、バケットコンベア等、乾式で行う施設であっては次に掲げる措置を講じること。 ア) 分別処理施設は建築物内に設置すること。 イ) 分別処理施設は、フード及び集塵機が設置されているか、又は防塵カバーで覆われていること。 ウ) 残骨灰は水分を含んでいると考えられるので、飛散防止対策等を行い適切に乾燥できること。
(2)	各処理装置の写真 ふるい機、粉碎機、集塵機、水選別ミキサー等の写真を提出してください。		
(3)	排水許可証等の写し（排水していない場合は、必要がない旨を明記してください）	4- (2)	水洗式破砕施設、水洗式分別施設、沈殿施設等、湿式で行う処理施設にあつては、排水等は、排除基準を遵守のうえ公共下水道へ排除すること。ただし、公共下水道へ排除が困難な場合は、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
(5)	夾雑物の種類ごとの処理方法を明示できるもの	4- (3)	分別した夾雑物等については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
(6)	有価物の保管場所の図面（建物の平面図に保管場所を示す印をつけた図面）	4- (4)	処理過程で出た副産物（有価物）は、その量を記録すること。
(7)	有価物の保管場所の写真		
5. 残骨の取り扱いに係るもの			
(1)	資格要件に適合した埋却を行っていることを証明できる図面、写真（動物の骨など他のものと混合した埋却がないか明記してください）	5- (2)	残骨は、「墓地埋葬等に関する法律」の趣旨に従って取り扱い、周囲の環境を汚染しないよう埋却すること。 また、残骨は動物の骨など他のものと混合して埋却する等の遺族感情を損なう取り扱いをしないこと。
(2)	資格要件5-(3)に配慮し、支障のないよう埋却する旨の書面（代表者印の押印必要）	5- (3)	分別した残骨は遺族感情に配慮し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないよう埋却すること。

6. 残骨埋却場について			
(1)	埋却可能量を明示するもの	6- (1)	残骨を埋却する場所（以下、「埋却場」という）は、受託した残骨の量に応じた容量を受託者の責任のもとに確保すること。
(2)	埋却場の写真		
(3)	残骨の流出や災害の防止方法、擁壁等の腐食防止対策の図面や説明書	6- (2)	残骨の流出や災害を防止するため、自重、土圧、水圧、及びに地震に対し構造耐力上安全な擁壁等を設けること。また、擁壁等には残骨、地表水、地下水、土壌等の性状に応じた腐食防止のための措置を講じること。
(4)	雨水の排出方法（自然流下、ポンプ排出等）の図面	6- (3)	擁壁等の安定保持のため、必要である場合は埋却地内の雨水等を排出することができる設備を設けること。
(5)	地滑り防止工の図面を提出。必要がない場合はそれを説明できる資料	6- (4)	地盤の滑りを防止する必要がある場合は、地滑り防止工が設けられていること
(6)	埋却場へ地表水が流入するのを防止する構造図、設備図	6- (5)	埋却場の周囲には、地表水が開口部から埋却場へ流入することを防止するため開渠その他の設備を設けること。
(7)	埋却場の図面、写真	6- (6)	埋却場は杭その他の設備により他と区別し、みだりに人が立ち入ることがないようにその範囲を明らかにしておくこと。
(8)	立札や設備の図面、写真	6- (7)	残骨の最終埋却場であることがわかる立札その他の設備を設けること。
(9)	埋却場の管理体制、点検記録	6- (8)	埋却場所は定期的に点検し、擁壁等が損傷する恐れがあると認められるときは、速やかにこれを防止するための措置を講ずること。
(10)	埋却方法、埋却終了後の最終状況の計画書	6- (9)	残骨の埋却は土砂と交互に行い、埋却が終了した箇所は50 c m以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。
(11)	コンクリートなどの不浸透性材質によって残骨と土壌を遮断して埋却する場合は、構造図、写真（図面にコンクリート造などの構造を明記してください）	6- (10)	コンクリートなどの不浸透性材質によって残骨と土壌を遮断して埋却する場合は、前各号の基準を緩和し、又は適用しないことができる。